

藤原宮朝堂の構造

はじめに

黒板勝美を代表とする日本古文化研究所がはじめて藤原宮の発掘調査をおこなったのは、一九三四年（昭和九年）のことである。⁽¹⁾当時は、まだ朝堂の配置や構造はおろか、大極殿の位置も明らかにされていない。この日本古文化研究所による藤原宮の発掘調査は約一〇年間進められ、大極殿院と朝堂院の位置や構造を明らかにし、日本古代都城の構造と変遷を解明するための重要な成果が得られたという点で画期的な調査であった。しかし、当時の調査は礎石据付穴の有無を確認するトレンチ調査で、現在の調査精度からみると不十分な部分もあった。

そういった調査から六〇年以上が経過し、平城京や平安京など他の都城の様相も明らかになってきたことを踏まえ、奈良文化財研究所は二〇〇〇年から二〇一七年まで藤原宮朝堂院の再発掘調査をおこない、日本古文化研究所による復元の修正および、建物構造や空間構成の再検討を進め、新しい事実が明らかになってきた。

藤原宮中枢部は、都城ではじめて瓦葺き礎石建ちの建物を採用した

家 原 圭 太

ことや、配置計画などが平城宮や平安宮に踏襲される部分も多いことなどから、日本古代都城を知るうえで非常に重要な位置を占める。また、近年では、藤原宮大極殿後殿とそれにとりつく後方回廊が発見され、前期難波宮や平城宮などとの比較や都城変遷史といった視点から藤原宮中枢部の構造が注目されている。⁽²⁾

そこで本稿では、藤原宮の朝堂について近年の発掘調査成果をもとに、建物構造を検討し、造営計画と変遷について考察をおこない、律令制受容にともなう儀礼空間の構造と変遷過程の一端を明らかにしたい。

一、藤原宮朝堂の再検討

奈良文化財研究所による朝堂の発掘調査は、東第一・二・三・四・六堂でおこなわれている。ここでは、各堂の概要と建物構造を再検討したい。

(一) 東第一堂（図1）

桁行九間、梁行四間四面廂付南北棟建物である。二〇〇〇年におこ

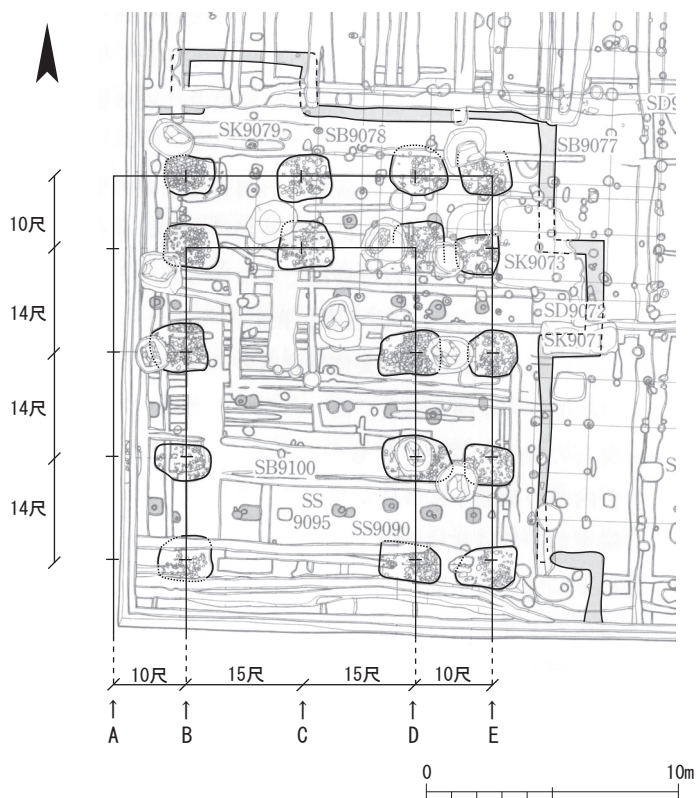


図1 藤原宮朝堂東第一堂 (S=1/300)

紀要二〇〇一に掲載されている図を再検討すると、桁行の身舎が四・二m（二四尺）、梁行の身舎が四・五m（二五尺）、廂が二・九m（二〇尺）とれ、⁽⁵⁾総長は桁行が約三五・二m（一一八尺）、梁行が約一四・八m（五〇尺）と復元できる。棟通りに柱列がないことから、床張りではなく土間であったと考えられる。柱列の外周には基壇外装とみられる地覆石据付痕跡がみつかったりすることや、周辺から凝灰岩切石もみつかったりすることから、切石積基壇だったと考えられている。⁽⁶⁾この痕跡は溝状を呈し、北面では西から二間目、東面では北から二間目と五間目で約二・六m外に突出することから、階段の痕跡とみられる。

基壇構築に際しては、総地業はみられない。造営に先立ち整地をおこなったうえで、栗石を混ぜながら基壇を構築したものと考えられるが、版築がおこなわれたかどうかは削平されておりわからない。

基壇の高さについては、階段の出が約二・六mであることから、二m以上の基壇高を想定することも可能である。しかし、東第二堂以下の礎石据付痕跡との類似性や、礎石を据えるにあたり据付穴の底部に栗石を入れ、その上に根石、そして礎石を据える構造から、せいぜい一・五m程度が基壇の高さであったと考えられる。

(二) 東第二堂 (図2)

桁行一五間、梁行五間東西廂と西孫廂付南北棟建物である。二〇〇二年におこなわれた第一二〇次調査で北半を、⁽⁷⁾二〇〇三年におこなわれた第一二五次調査で南半を検出している。⁽⁸⁾

なわれた第一〇七次調査で北東部分を検出している。⁽³⁾

柱間は、桁行・梁行とも身舎が四・二m（二四尺）、廂の出が三・〇m（二〇尺）で、総長は桁行一一八尺、梁行四八尺と復元されている。しかし、東第二堂の調査概要を記した『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』（以下、紀要二〇〇三などと省略）では東第一堂の復元を身舎が桁行・梁行とも四・五m（二五尺）とし、総長を桁行一二五尺、梁行五〇尺の可能性を指摘する。⁽⁴⁾

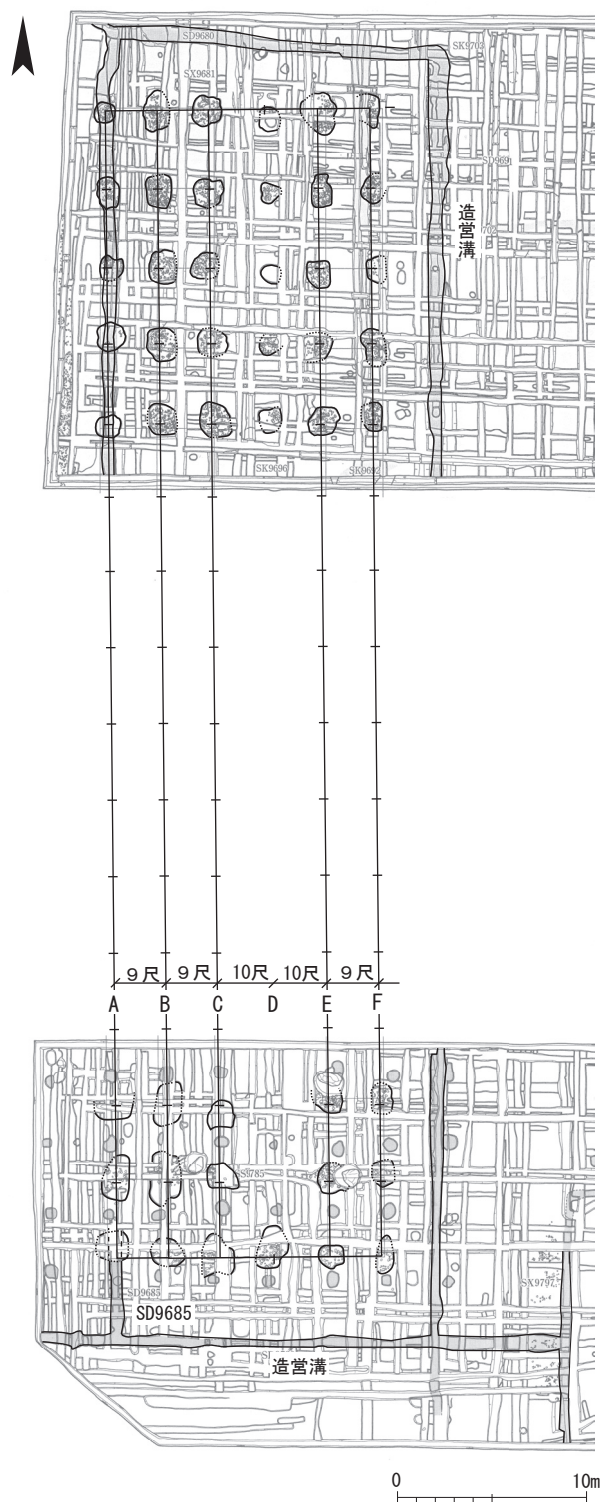


図2 藤原宮朝堂東第二堂 (S=1/400)

東第二堂では建物を囲うように造営溝がみつかった⁽⁹⁾。建物の西にある造営溝SD九六八五を切って礎石据付穴(A列)が掘られていることから、造営当初は梁行が四間(身舎二間、東西廂)で計画され、計画変更により西に孫廂を付加したものと考えられている。A列下層の造営溝SD九六八五は、木屑や瓦が出土しなかったことから、他の造営溝と異なり造営が本格化する前(基壇構築時)に埋められたとみられる。

柱間寸法は、北半の調査概要を記した紀要二〇〇三では桁行四・二m(一四尺)、梁行三・〇m(二〇尺)で、総長は桁行二一〇尺、梁

行五〇尺と復元する。しかし、南半を調査した結果、紀要二〇〇四では孫廂を九尺とし、梁行総長を四九尺と復元する。実際に紀要の図から検討すると、桁行は総長約六一・〇m(二二〇尺)、梁行は総長約一三・九m(四七尺)ととれる。梁行は西から九・九+一・〇+一・〇+九尺となり、身舎は一〇尺、廂と孫廂は九尺と復元できる。

北半の調査では棟通り(D列)に柱穴があり、床束の痕跡とされているが、南半ではみつからない。床束と考えられている柱穴列は、他の柱穴列と比べ直径が約一mと小さく、栗石が全くないものも含まれる。栗石や根石の状況から基壇の高さは一m前後と考えられるが、

北半の棟通いで検出した柱列を床束だったとすると、基壇上面から直径約1m、深さ1m以上掘削し、栗石や根石を入れず礎石を据え、床束を立てたことになる。一方、南半では、そのような立派な床束が削平されて検出されていないとされている。

以上の点から、D列の柱穴列を床束と考えることは難しく東第二堂を床張りとするには課題が多い。北半の棟通り数間分で検出した柱穴については、その性格を明確にすることはできないが、他の柱穴との差異から建物の計画変更の際に掘られたが、実際には機能しなかった

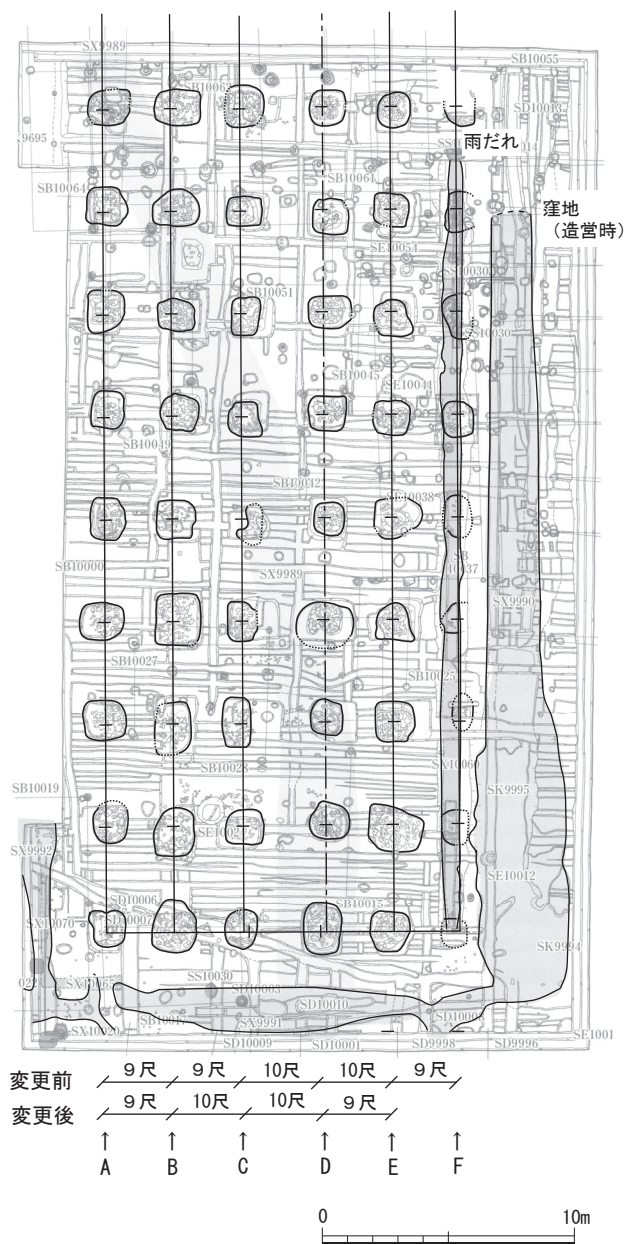


図3 藤原宮朝堂東第三堂 (S=1/300)

可能性を想定しておきたい。後述するように東第三・四堂では複雑な計画変更がみられ棟通りに柱穴を付加したと考えられることから、東第二堂における計画変更の混乱のなか棟通りの北半にだけ柱穴を掘削したと理解しておきたい。

(三) 東第三堂 (図3)

桁行（推定）一五間、梁行四間の東西廂付南北棟建物である。二〇〇四年におこなわれた第一三二次調査で南半を検出している。⁽¹⁰⁾

東第三堂の周囲では、東第二堂の造営溝にあたる窪地を検出している。その位置から造営当初は梁行五間（身舎二間、東西廂、西孫廂）で計画したとされている。しかし、東端の柱列（F列）の上から雨だれ痕跡がみつかっており、建物使用時にはF列に柱が立っていなかった。計画変更により梁行は五間から四間に縮小され、身舎二間東西廂付の建物として使用された。基壇土をカットする段階でF列が削平されていることや、F列の礎石据付掘方よりも建築時の足場穴が新しいことから、建築前の基壇整形時には計画が変更されたと考えられている。

計画時の梁行柱間寸法は、紀要二〇〇五では西から一〇・九・一一・一〇・五の図をみると、A・B間は約二・七m（九尺）ととれ、西から九・九・一一・一〇・九・九（総長四七尺）で、身舎一〇尺、廂と孫廂は九尺とみられる。桁行は検出している八間分が三三・一mであることから、一四尺等間で南北総長約六一m（二一〇尺）と想定できる。

紀要二〇〇五では計画当初D列が棟通りで、計画変更によりC列を棟通りにしたとする。そして、C列の根石が小型のものが主流を占め、最上面のレベルも一〇～一五cm程度低いことから床束とする。しかし、もともとC列は西入側柱筋であり、礎石据付穴としては床束として掘削したものではない。また、根石の最上面の高さが低ければ、その上に乗る礎石は他のものより大きくなければならない。

したがって、本稿ではつぎのように考えたい。もともとC列の柱列は西入側柱として掘削されたが、計画変更により棟通りとなったため妻柱以外は使用されなくなり、上面の根石の一部は撤去され、据付穴

は基壇内に埋められた。一方、D列については、もともと棟通りで妻柱のみしか存在しなかったが、計画変更により東入側柱列になったことで、妻柱以外の柱穴を新しく掘削する必要が生じた。D列の妻柱以外の柱穴が妻柱よりも若干東にずれるのは、妻柱以外が後から付加された柱列であることを示す。当初の計画では九・九・一一・一〇・九・九だったものが九・一一・一〇・九・九へと変更された。B・C間が当初計画では西廂として造営されたため九尺だったものが身舎となり一〇尺へと変更されるが、これはC列の一辺一・三mある妻柱礎石据付穴内で一尺東にずらせば対応可能である。C列の妻柱が一尺東にずれたことによりD列の妻柱も一辺一・五mの据付穴の範囲内で一尺東にずらす必要が生じる。それにともない、新しく掘削されたD列の妻以外の据付穴は一尺東にずれた位置に設定されたのである。

以上のように複雑な計画変更が想定できるが、建物としては西孫廂をとりやめ、建物全体を一間分西に移すことになるため建築部材はそのまま使用できる。

（四）東第四堂（図4）

桁行一五間、梁行四間の東西廂付南北棟建物で、東第三堂と同規模、同構造である。二〇〇六年におこなわれた第一四二、一四四調査で建物の大部分を検出している¹¹⁾。

建物周囲で造営溝を検出しており、東第三堂同様、造営当初は梁行五間（身舎二間、東西廂、西孫廂）で計画し、その後計画変更により梁行を四間（身舎二間、東西廂）に縮小したと考えられる。紀要二〇〇七では、梁行総長が一四・一五mで四八尺とする。しかし、東第三

堂に比べ残存状況が悪く、礎石据付穴を検出していない部分もあり、五間時の梁行総長を一四・〇mとすることも可能で、柱間寸法も東第三堂と同様、九・九一〇一〇九尺（総長四七尺）で計画したものを九・一〇一〇九尺（総長三八尺）に変更したとみることができ。桁行柱間についても一四尺等間、総長二〇尺（約六一・四m）で東第三堂と同様である。しかし、東第三堂とは異なりF列の東で足場穴SS一〇五〇二を検出していることから、F列は柱を建てる段階まで造営が進んでいたと考えられる。

棟通りにあたるC列に礎石据付掘方がみられるが、他のものに比べて規模などに差はなく、東第三堂で指摘したように棟通りの計画変更による柱列の放棄を裏付けるものといえよう。

計画変更後の東側柱筋であるE列の東一・五〜一・六mの位置で南北溝SD一〇六〇七を検出している。この溝は幅三〇〜四五cm、深さ約一〇cmであり、紀要二〇〇七では基壇地覆材の採取痕跡の可能性を指摘する。SD一〇六〇七からは凝灰岩片などは出土せず、地覆痕跡だとすると木製と考えられる。地覆材、羽目材、葛材からなる木製基

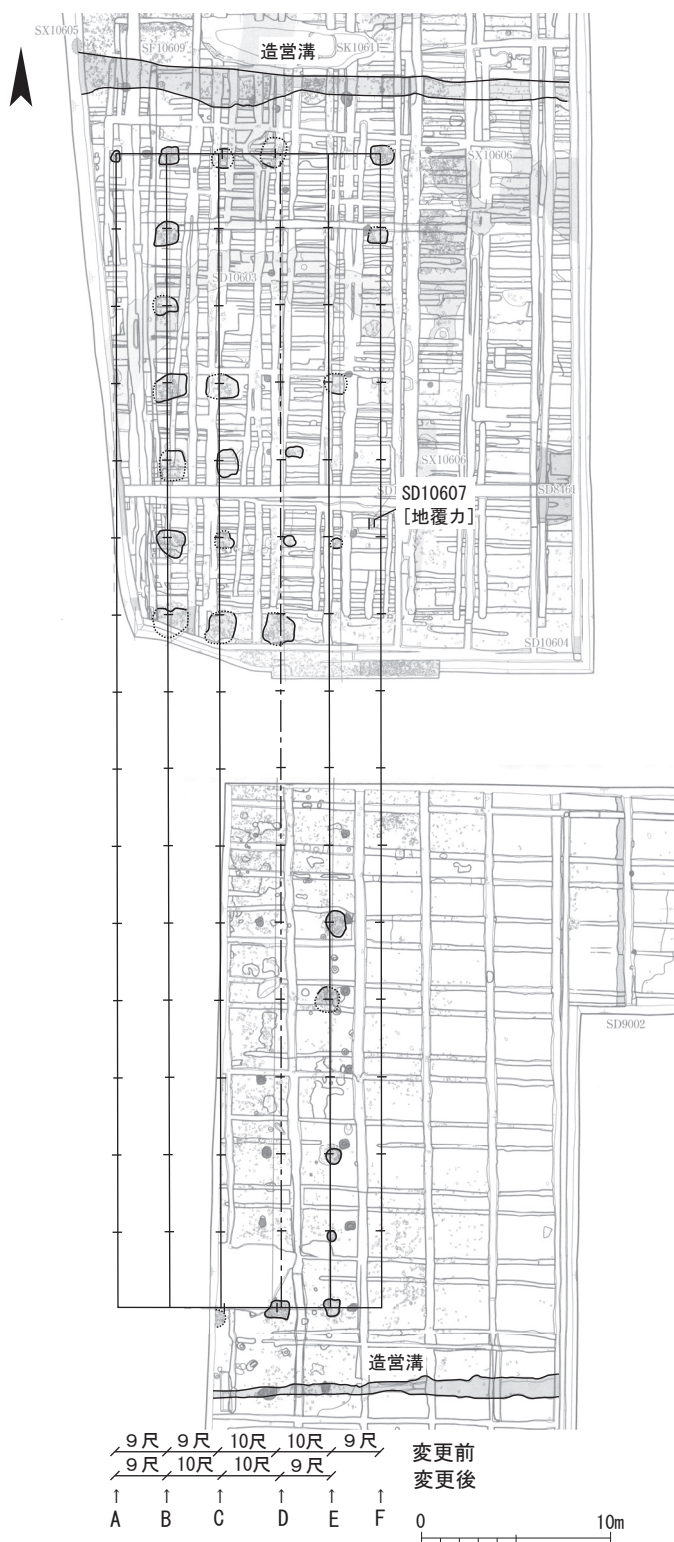


図4 藤原宮朝堂東第四堂 (S=1/400)

壇となるのか、基壇土の崩落をおさえる木製の土留めになるのか、部分的な検出にとどまるため、明らかにし難い。

(五) 東第六堂 (図5)

桁行一二間、梁行四間南北廂付東西棟建物である。二〇〇四、二〇〇五年におこなわれた第一三六次調査で建物全体を検出している。⁽¹²⁾

柱間寸法は桁行一四尺、梁行は身舎一〇尺、廂九尺で総長は桁行四九・一m (一六八尺)、梁行一一・二m (三八尺) である。遺構の残

りは良好で、当時の地表面とみられる礫敷から約二〇〇〜三〇〇cmの基壇が残る。基壇土には多くの石を入れて補強をおこなっている部分もあるが、規則性はなく版築とは言い難い。棟通りには礎石据付穴はない。紀要二〇〇六では棟通り以外の礎石据付掘方でもわずかに穴底が残存するにすぎないものや、完全に削平されたものもあることから、床束がなかったとは言い切れないとする。

基壇北縁部と南縁部で傾斜角度を六〇〜七〇度として基壇土をカットしている。基壇外周に幅四〇〜五〇cmの礫敷きがない部分がある。

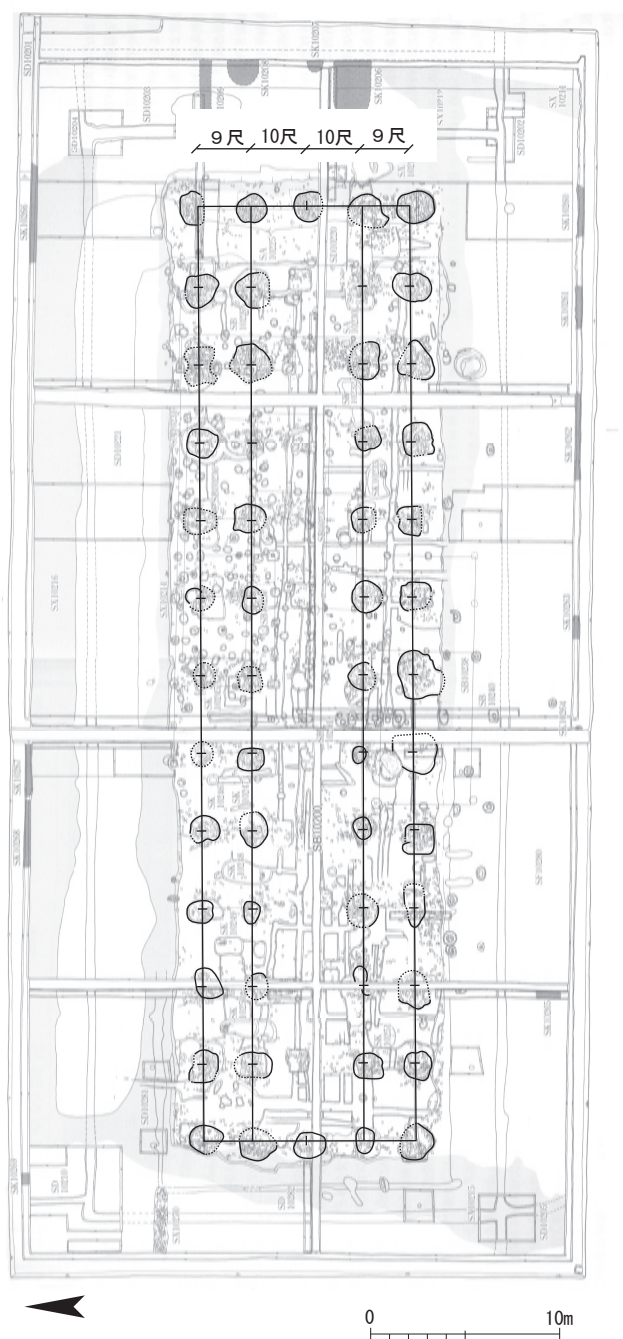


図5 藤原宮朝堂東第六堂 (S=1/400)

表1 藤原宮朝堂比較

朝堂		桁行柱間 (間数)	梁行柱間 (間数)	廂	桁行柱間寸法		梁行柱間寸法		桁行総長		梁行総長	
	計画 変更				尺	m	尺	m	尺	m	尺	m
東第一堂		9	4	四面	身舎14 廂 10	身舎4.2 廂 2.9	身舎15 廂10	身舎4.5 廂 2.9	118	35.2	50	14.8
東第二堂	前	15	4	東西	14	4.2	身舎10 廂 9	身舎2.9 廂 2.7	210	61.0	38	11.2
	後		5	東西 西孫廂							47	13.9
東第三堂	前	(15)	5	東西 西孫廂	14	4.2	身舎10 廂 9	身舎2.9 廂 2.7	(210)	(61.0)	47	14.0
	後		4	東西							38	11.2
東第四堂	前	15	5	東西 西孫廂	14	4.2	身舎10 廂 9	身舎2.9 廂 2.7	210	61.4	47	14.0
	後		4	東西							38	11.2
東第六堂		12	4	南北	14	4.2	身舎10 廂 9	身舎2.9 廂 2.7	168	49.1	38	11.2

() は推定

紀要二〇〇六では基壇外装を木製基壇と考え、この礫敷きのない部分に木製地覆を据えたと考える。そして、東第六堂は床張りと考えていることから縁が張り出しており、その床下に基壇がおさまる亀腹状の基壇を復元する。しかし、この復元については以下の三点の問題がある。①礫敷のない帯状部分は、幅が四〇～六〇cmと広く、礫敷面からの掘り込みや、地覆材を据え付けた痕跡もしくは抜き取った痕跡、裏込めの痕跡は一切みられない。②礫敷のない帯状部分を地覆痕跡と考えた場合、基壇土をおさえる機能はこの木製地覆にあったと考えられるが、北縁部で径一〇～二〇cmの石を東西に並べた土留めのための石列を二か所で検出している。③縁や床束の痕跡は一切みられず、床張りとする積極的な根拠はない。

以上の点から東第六堂を床張りの建物で、木製基壇外装に復元する考古学的な根拠はない。

二、床張り朝堂の存否

本章では、藤原宮朝堂が床張りではなく、土間であった可能性をいくつかの視点から検討しておきたい。

(一) 床束の有無

前述したように藤原宮朝堂東第二・三・四堂の棟通りに柱列があることから、紀要では東第二～六堂を床張りに復元する。しかし、東第二堂は棟通りの柱列が北半にしかないことや、東第三・四堂はもともと入側柱として掘削されたものであることなどから、床束とする積極的な根拠はない。⁽¹³⁾

床束は床を支えるもので、荷重が少ないことから側柱より小規模なものが一般的である。しかし、藤原宮朝堂でみられる棟通りの柱列は東第二堂のものが側柱より小規模であるが、東第三・四堂のものは側柱とほぼ同規模である。仮に東第二堂の柱列が床束だったとしても、基壇上面から1m近く礎石据付掘方を掘削し、栗石や根石・礎石を据えることになるが、荷重が少ない床束にそれほどの構造は必要ない。もちろん、東第三・四堂については入側柱として造営したものを床束として再利用した可能性もあるが、東第三堂D列は柱筋の位置から後補された可能性が高く、やはり藤原宮朝堂は床張りではなかったと考えたほうが理解しやすい。⁽¹⁴⁾

(二) 朝堂と座具

藤原宮における朝堂の床構造については、市大樹が座具からの検討をおこなっている。⁽¹⁵⁾ それによれば、『続日本紀』慶雲元年（七〇四）正月丁亥朔条に「天皇御三大極殿受_レ朝。五位已上坐始設_レ榻焉。」とあることから、慶雲元年以降五位以上の官人に始めて「榻」（_レ牀）に着座することが許される。それ以前、つまり藤原宮朝堂が造営され、使用されていた大半の時期は、親王・大臣のみが「牀」で、その他は「席」（むしろ）だった。すなわち、親王・大臣が着座する東西第一堂の座具は「牀」なので土間、第二堂以下の座具は「席」なので床張りだったとするのである。

この市の指摘は発掘成果と文献史料をもとに的確に論じた卓見である。そのもととなっているのは大隅清陽の座具にかんする研究⁽¹⁶⁾であるが、そこにはいくつか検討の余地がある。

大隅は儀礼の方法と座具について論じているが、藤原宮朝堂にかかわるところでは以下の二点が注目される。

①前述した『続日本紀』慶雲元年（七〇四）正月丁亥朔条にくわえ、養老雜令一四斤上及曹司座者条に「凡斤上及曹司座者、五位以上、並給_二牀席_一。其制從_二別式_一。」とあり、それが大宝令まで遡ることから、大宝令段階で五位以上に「牀」を支給するという法整備がおこなわれ、慶雲元年に実施された。

②大化以前は庁ないし朝堂内における座具は「席」だったが、天智末年から天武朝にかけて有力皇子による聴政がおこなわれたことを契機とし、後の親王に相当する部分（西第一堂）から「椅子」の使用がはじまった。同様に大臣による聴政が持統四年（六九〇）に始まることから朝堂内の大臣の座も椅子だと考えられる。

まず、①の点であるが、雜令の規定について三上喜孝は、浄御原令まで遡る可能性を指摘する。⁽¹⁷⁾ 雜令の規定が浄御原令まで遡れば、藤原宮朝堂造営時には法制上すでに五位以上の座具が「牀」だったことになる。

つぎに、②の点についてであるが、市が指摘するように座具と建物の床構造がリンクしている（床張りは席、土間は椅子・牀）と考えるのであれば、天智末年から天武朝以降の宮殿（近江大津宮・飛鳥浄御原宮）における聴政の場が、有力皇子は椅子が使用されたので土間、そのほかは席が使用されたので床張りであったと考える必要がある。

ただし、当該期の朝堂で建物の床構造の違いがあったことは考古学的に証明されていない。このような問題点が解決されない限り、市が指摘するように座具と床構造をリンクすることは注意が必要である。す

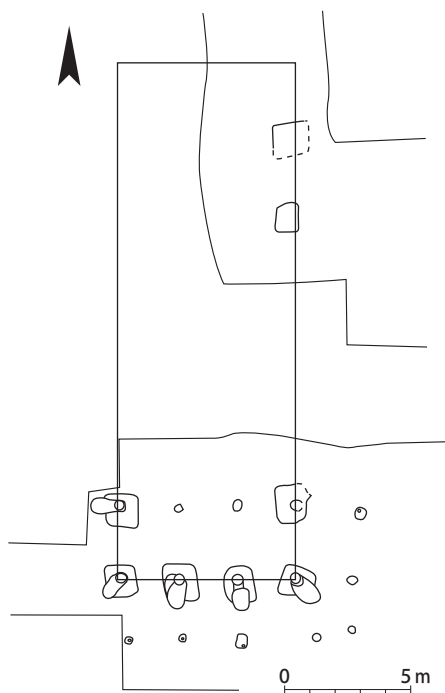


図6 前期難波宮西第二堂 (S=1/300)

なわち、座具の違いから藤原宮朝堂第二堂以下を床張りとは判断するには証拠不十分といえよう。

(三) 前期難波宮の床束

藤原宮朝堂が床張建物だったと考えられている根拠の一つに、前期難波宮の朝堂が床張りだったことが挙げられている。⁽¹⁸⁾しかし、前期難波宮で床束の可能性がある柱穴は西第二堂だけで、比較的残りが良好な東第一堂や東第四堂、東第七堂などではみつかっていない。

西第二堂で床束と指摘されている柱には掘方がなく、杭を打ち込んだような小規模な柱である(図6)。このような形状と規模は西第二堂の周囲に配された足場穴に類似する。前期難波宮朝堂西第二堂の外周足場穴は柱筋上に位置し、床束とみられている柱穴と対になる位置にある。七世紀の宮殿遺跡の飛鳥京跡や藤原宮東方・西方官衙地区で

みられる床束は掘方を有することを勘案すると、前期難波宮西第二堂で床束と指摘されている柱穴は足場穴の可能性が高い。したがって、前期難波宮の朝堂が床張りだった根拠はない。

(四) 基壇上の床張建物

一般的に瓦葺・礎石建ちで基壇のある建物は床張りではなく、土間である。平安時代になってようやく亀腹が成立し、礎石建ち床張建物がみられるようになる。しかし、それ以前において数は少ないものの基壇上に床を張る建物があり、藤原宮朝堂との比較のためその建物を確認しておきたい。

飛鳥京跡Ⅲ期遺構の内郭北区画は内裏にあたるとみられるが、南の正殿SB〇三〇一で床束がみつかった。⁽¹⁹⁾この建物は低基壇を有した掘立柱建物と考えられており、同様の建物は飛鳥川辺行宮に比定される稲淵川西遺跡などでもみつかった。⁽²⁰⁾

平安時代後半の年中行事を描いた『年中行事絵巻』には、平安宮内裏の中枢建物である紫宸殿と仁寿殿は低基壇上に階段七段分の高さを有する床張建物が描かれている。

常時起居をおこなう内裏の建物は、床張りであったほうが湿気対策や建物内部の温度調整など日常生活に適していたと考えられ、その中でも中心的な建物には基壇が伴っていた。

一方、宮内の曹司では、平城宮式部省(奈良時代後半)と埴積官衙で基壇上に床張建物がみつかった。

平城京遷都当初、式部省は東区朝堂院の南東に位置していた。天平年間前半以降に東区朝堂院の南に兵部省と並んで造営され移転するが、

それまでの式部省では基壇建物や床張建物はみられない。また、移転後の式部省と兵部省は建物配置や構造など類似点が多いが、式部省のみが床張建物である。このような違いは、建物の使い方によるものと考えられるが詳らかではない。

埴積官衙は二時期あり、下層建物には床張建物はなく、天平初年以降の上層建物でみられる。埴積官衙は弁官局の曹司の可能性が指摘されている。⁽²²⁾

式部省と埴積官衙は、重要な役割を担った曹司で格も高い。基壇上に礎石建ち瓦葺といった荘厳化された建物により視覚的效果を狙ったが、文書処理など事務的な作業を行うといった機能面を考慮し、床張建物を採用することになったと推察できる。

その他に基壇上に床を張った建物は法隆寺伝法堂と東大寺法華堂がある。

法隆寺伝法堂は東院の講堂にあたり、瓦葺礎石建物で低い切石積基壇上に建つ床張りの建物である。もともと橘夫人（聖武天皇の夫人古那可智）の住宅を施入したことが文献史料から明らかになっている。⁽²³⁾

東大寺法華堂は奈良時代中頃につくられた仏堂である。正堂が奈良時代のもので、礼堂が鎌倉時代に新造されたものである。正堂は地形にあわせ、建物の西半に亀腹を構築する。現在、正堂身舎の桁行三間、梁行二間分へのみ床を張るが、もともとは全面が床張りだった。ただし、奈良時代に遡る床張りの仏堂は他になく、特殊な例である。⁽²⁴⁾

基壇上に床張りの建物を建てる例は居住施設（内裏、法隆寺伝法堂）、執務施設（式部省・埴積官衙）、その他特殊な例（東大寺法華堂）に限られ、その類例も非常に少ない。特に儀礼空間や侍候空間に

類例をみることはできない。

三、藤原宮朝堂の特徴

ここまで、藤原宮朝堂の構造について再検討をおこなってきたが、その特徴をまとめると、以下の五点が指摘できる。

(ア) 藤原宮朝堂は土間と考えられる。

(イ) 東第二堂以下の柱間寸法は梁行身舎一〇尺、廂九尺で統一されている。

(ウ) 桁行柱間寸法は一四尺で統一されている。

(エ) 東第二・四堂は計画変更がされるが、東第一・六堂は計画変更がない。

(オ) 東第一堂の基壇外装は凝灰岩切石で、第二堂以下とは明確に区別される。

(ア) については第二堂から第六堂まで基壇上部が残存していないため、基壇上面に小規模な礎石を据え、床束とし、後世に完全に削平され痕跡が残っていない可能性もあるが、前述したとおり建物の性格や構造などからも床張りとは考え難い。宮殿では、藤原宮ではじめて中国的な建築様式である瓦葺き、礎石建ちの建物が導入され、それまでにはない宮殿の景観と儀礼空間の荘厳化に変革が与えられたことに大きな意義があった。瓦葺き、礎石建ちで土間の建物群が整然と並ぶ儀礼空間が藤原宮で成立したとみられる。

(イ)・(ウ) は朝堂の設計が規格性をもって計画されたことを示す。梁行柱間に比べ、桁行柱間が広いことが特徴的で、長大な建物を造営することに大きな意味があった。長大な建物が並ぶといった朝廷から

の景観を意識したとみられる。また、朝堂院回廊、大極殿院回廊、大極殿院東門なども桁行の柱間寸法が一四尺で同じ寸法である。画一的な柱間寸法は建築部材の準備や流用といった点でも有効であり、巨大な宮殿の中枢部を造営する際に配慮された可能性がある。

(工) は藤原宮朝堂が造営途中でも、より良い形へと変更されたことを示す。律令制度が整備される時期でもあり、儀礼空間をより莊嚴化させるといった律令国家の意図を如実に表しているものと考えられる。

(オ) は建物間の格差を視覚的に表現した結果であると考えられる。また、第二堂以下の基壇外装については木製基壇を想定する案もあるが、積極的な根拠はない。基壇端部をカットしたままの状態もしくは部分的に石や木製の堰板で土留めを行う程度であった可能性が高いと考えられる。

四、藤原宮朝堂の計画変更

(一) 朝堂の配置計画

藤原宮朝堂の計画変更前と後の配置をまとめたのが図7である。計画変更前の配置については、以下の三点の特徴を指摘できる。

- ・東第一―第四堂までの東側柱筋を揃える。⁽²⁶⁾
- ・東第二堂の西側柱列は、東第一堂の西側柱筋から約一二尺東に、東第三堂の西側柱筋から約九尺東に寄る。
- ・東第三堂と東第四堂は柱筋を揃え、東第六堂南側柱列と東第四堂南妻柱列を揃える。

計画変更前の配置では、東第一堂から第四堂の西側柱列が揃っており

らず東側柱を揃える。すなわち、朝庭側の柱筋は揃っていない、このような傾向は前期難波宮でもみられる。⁽²⁷⁾ また、東第二堂は当初計画では孫廂はなく、東第三・四堂は西孫廂付で計画されていたことから、東第二堂よりも東第三・四堂のほうが格の高い建物となっていた。建物間格差といった面から当初の計画は問題を抱えていたのである。

このような点を解消するため計画変更がされている。まず、東第二堂に西孫廂を付加し、西側柱を東第三・四堂の西側柱筋に揃うよう変更された。このことにより、朝庭側から見たとき東第二堂が奥まったところに配される景観は解消された。東第二堂から東第四堂までの西側柱筋を揃えることで朝庭からの見え方を意識した変更といえよう。

また、東第三堂と東第四堂は西孫廂をとりやめ棟筋を一間分西へ移動させる。孫廂をとりやめたことにより、東第二堂との建物としての格差が生じた。東第一堂、東第二堂、東第三堂以下といった建物間格差が明確になるとともに、儀礼空間の舞台装置としての景観に配慮した計画変更であったといえる。

藤原宮朝堂の計画変更は、前期難波宮と同様に外側で柱筋を揃える計画であったものを、第二堂から第四堂までを内側で揃えるようにしようとしたもので、その配置は平城宮東区下層朝堂に踏襲される。

各建物における南北の位置関係をみると、東第一堂と東第二堂間は七〇尺、東第二堂と東第三堂間は五〇尺、東第三堂と東第四堂間は四五尺となっており、南にいくほど間隔が狭くなる。東第四堂西側柱列と東第六堂東妻間は四〇尺となっており、北半はゆったりとした空間利用であった。この点も、朝堂院の景観を考えるうえで重要な視点であ

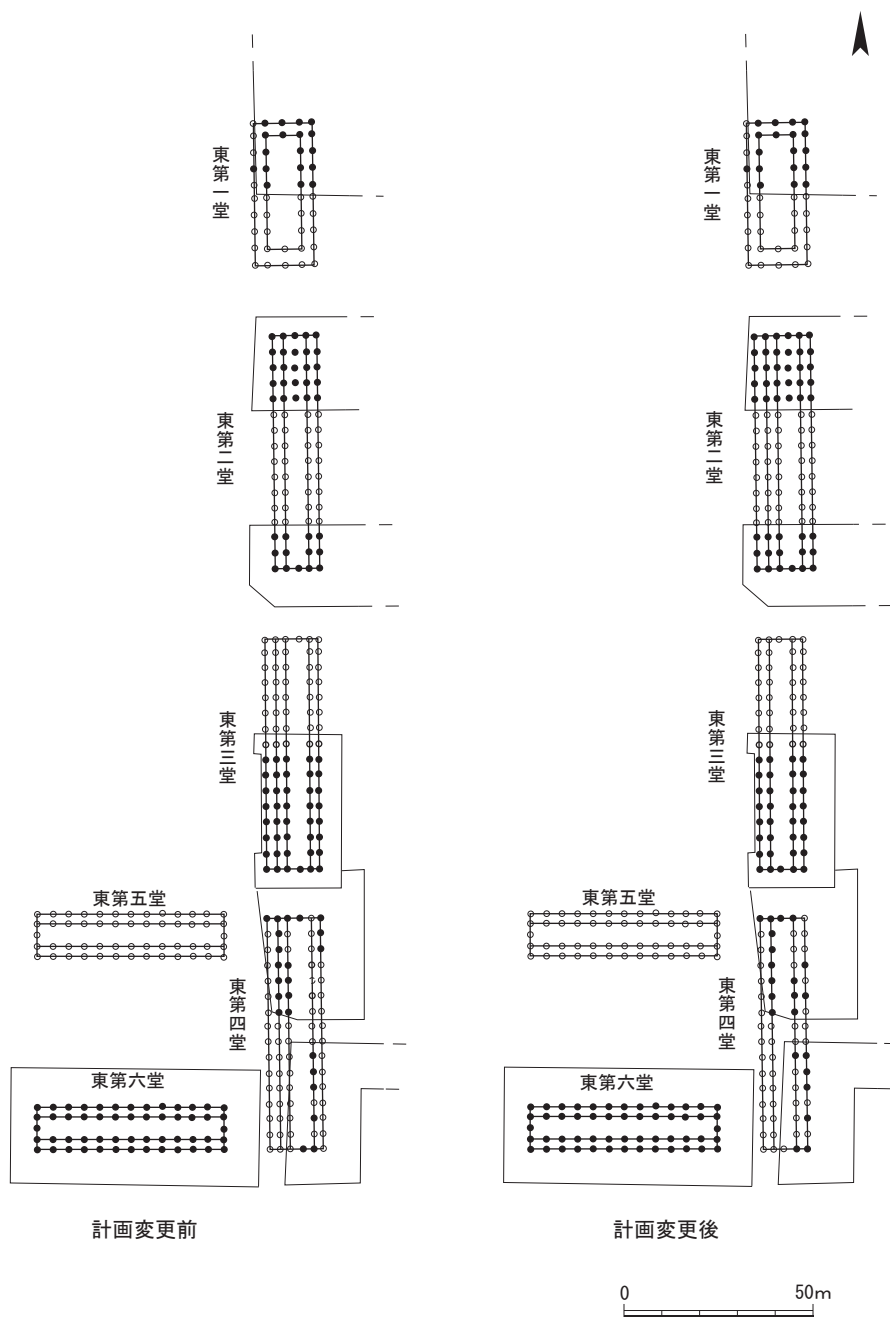


図7 藤原宮朝堂の計画変更

(二) 朝堂の造営時期

藤原宮朝堂院の造営時期を知る手がかりについては、断片的であるが以下の四点が指摘できる。

・遺構の重複関係から「先々行」条坊、先行条坊、運河SD一九〇一A、朝堂院の変遷がある。「先々行」条坊は天武五年（六七六）、先行条坊は天武十一年（六八二）に造営されたと考えられている。⁽²⁸⁾運河SD一九〇一Aは先行条坊と重複しており、開削時期は新しいが埋没状況から一定期間併存したと考えられる。運河SD一九〇一Aからは天武十四年（六八五）制定の冠位「進大肆」を記した木簡が出土しており、運河の開削と資材運搬による藤原宮朝堂院の本格的な造営は、天武末年頃とみられる。⁽²⁹⁾

・『続日本紀』持統六年（六九二）五月には「藤原宮地」の鎮祭の記事がある。

・文献史料では藤原宮「大極殿」の初見が文武二年（六九八）正月一日、「朝堂」が大宝元年（七〇一）正月一六日である。また、大宝元年（七〇一）正月朝賀では、正門（大極殿院南門）に鳥形・日像・月像・四神の七本の幢幡を立てたことが『続日本紀』に記されている。⁽³⁰⁾発掘調査でこの遺構を発見しており、大宝元年までには藤原宮朝堂は完成していた。

・第一二八次調査で検出した南北溝SD九八一五から大宝三年（七〇三）紀年木簡が出土している。⁽³¹⁾SD九八一五を埋めた後の整地土上に朝堂院東面回廊が構築されることから、朝堂院回廊は、大宝三年

以降に完成したことになる。

以上のように、藤原宮朝堂院は遷都当初の持統八年（六九四）には完成していなかった。朝堂院の造営は六九〇年代に進められ、朝堂は大宝元年（七〇一）までに、回廊は大宝三年（七〇三）以降に完成する。朝堂と回廊の振れには若干の違いがあり、造営時期差を示すものと考えられる。⁽³²⁾

藤原宮朝堂の計画変更は建物施工途中、つまり六九〇年代におこなわれた。この時期は持統八年（六九四）に藤原京へ遷都し、大宝元年（七〇一）の大宝律令制定へ向けてハード面、ソフト面ともに律令国家の整備が進められており、朝堂の計画変更は、その一連の流れの中でおこなわれたのである。

おわりに

藤原宮朝堂院が奈良文化財研究所により再発掘され、朝堂の規模や構造についての詳細が明らかになった。本稿では、その調査成果をもとに藤原宮朝堂が床張りではなかった可能性や、朝堂の計画変更が律令国家による儀礼空間創造の一端を反映したものであることを明らかにした。

朝堂の機能については、儀礼空間や政務空間、五位以上官人の侍候空間とする説がある。⁽³³⁾藤原宮の朝堂が土間の可能性が高いことや朝廷からの景観を意識しているとすれば、儀礼空間や侍候空間としての役割を重視したものと捉えられよう。政務空間である曹司とは明確に区別されるものであったと考えられる。

本稿では、藤原宮朝堂の構造を明らかにすることに重点をおいたた

め、平城宮との比較検討や変遷過程について触れることができなかった。藤原宮中枢部が完成して一〇年足らずで平城宮へ遷都することから、⁽³⁴⁾藤原宮と平城宮の中枢部の差異を正確に把握することは、律令制の変遷を理解するうえで重要である。本稿で明らかにしたことをもとに、さらに検討を進めたい。

註

- (1) 日本古文化研究所『藤原宮址伝説地高殿の調査一』一九三六年。日本古文化研究所『藤原宮址伝説地高殿の調査二』一九四一年。
- (2) 小澤毅『古代大和の王宮と都城』同成社、二〇二三年。積山洋『前期難波宮と飛鳥宮、藤原宮』『ヒストリア』三〇〇号、二〇二三年。廣瀬寛『藤原宮中枢部の構造―大極殿院を中心に』『考古学ジャーナル』第七七八号、ニューサイエンス社、二〇二三年。
- (3) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇一』二〇〇一年。
- (4) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』二〇〇三年。
- (5) 以下小数点第二位以下四捨五入。
- (6) 紀要二〇〇一では地覆石掘付痕跡とするが、抜取痕跡の可能性もある(前掲註3紀要)。
- (7) 前掲註4紀要。
- (8) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇四』二〇〇四年。
- (9) 造営溝には木屑や瓦片が大量に含まれており、建物を造営する際の排水や、水をはって建物の水準点を得るための溝として機能した。
- (10) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇五』二〇〇五年。
- (11) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』二〇〇七年。
- (12) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇六』二〇〇六年。
- (13) 市大樹は「東第三・四堂も棟通りで礎石掘付掘形がみついているが、造営途中で棟の位置が変更されているため、確実な事例とはできないかもしれない。」「確実な床束の痕跡は東第二堂でしか確認されなかった」と指摘している。(市大樹「藤原京」『史跡で読む日本の歴史三 古代国家の形成』吉川弘文館、二〇一〇年。)

- (14) 「小礎石で床束を支えた場合は、礎石が失われてしまうと全く痕跡をとどめない」との指摘もあり(小澤毅「古代都城と寺院・官衙」『建築史学』第六七号、二〇一六年)、床束が発掘調査でみつからないからといって床張りではないと言い切ることは難しい一面もある。
- (15) 市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年。
- (16) 大隅清陽『座具から見た朝礼の変遷―養老儀制令一二 庁座上条の史的意義―』池田温編『日中律令制の諸相』二〇〇二年。
- (17) 三上喜孝『雑令の継受にみる律令官人制の特質』『延喜式研究一三』一九九七年。
- (18) 前掲註4紀要。
- (19) 奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡Ⅲ 奈良県立橿原考古学研究所調査報告第一〇二号、二〇〇八年。』
- (20) 岩本正二「稲淵川西遺跡(飛鳥稲淵宮殿跡)の発掘調査メモ」『飛鳥文化財論攷―納谷守幸氏追悼論文集』二〇〇五年。奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報七』一九八七年。
- (21) 奈良文化財研究所『平城宮発掘調査報告XVI 兵部省地区の調査』奈良文化財研究所学報第七〇冊、二〇〇五年。
- (22) 馬場基『平城京に暮らす 天平びとの泣き笑い』吉川弘文館、二〇一〇年。
- (23) 『奈良六大大寺大観 第五卷 法隆寺五』岩波書店、一九七一年。
- (24) 『奈良六大大寺大観 第九卷 東大寺一』岩波書店、一九七四年。
- (25) 前掲註12紀要、前掲註13論文。
- (26) 藤原宮朝堂院は、北で西に若干振っていることが明らかになっている。前掲註8報告書。前掲註13論文。
- (27) 財団法人大阪文化財協会『難波宮址の研究第一三―前期・後期朝堂院の調査―』二〇〇五年。
- (28) 寺崎保広・小澤毅「内裏地区の調査・第一〇〇次」『奈良文化財研究所年報二〇〇〇・Ⅱ』二〇〇〇年。小澤毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店、二〇〇〇年。
- (29) 小田裕樹「藤原宮の造営と運河」『日本古代の運河と水上交通』

八木書店、二〇一五年。

(30) 『続日本紀』 大宝元年元日条。

(31) 前掲註8紀要。

(32) 前掲註13論文。

(33) 岸俊男「朝堂の初歩的考察」『檀原考古学研究所論集 創立三十五周年記念』一九七五年（『日本古代宮都の研究』一九八八年所収）。吉川真司「王宮と官人社会」『列島の古代史 第三卷 社会集団と政治組織』岩波書店、二〇〇五年。

(34) 平城京への遷都計画が最初にみられるのは慶雲三年（七〇六）であり、朝堂院回廊が完成してすぐ平城京への遷都が計画されたことになる（鎌田元一「平城遷都と慶雲三年格」『日本の前近代と北陸社会』一九八九年。『律令公民制の研究』、塙書房、二〇〇一年所収）。

図 1～7…各報告書をもとに筆者作成